

○経済産業省告示第五十七号

高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第八号、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第十一号及び第十二号並びに第七十九条第二項並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第十七号及び第十八号並びに第三十四条第二項の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高压ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高压ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(耐圧試験等を受ける必要のない高压ガス設備)</p> <p>第四条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十七号、一般高压ガス保安規則第六条第一項第十一号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十七号の経済産業大臣が定める高压ガス設備は、二重殻構造の貯槽、非自己支持型の平底円筒形貯槽（以下「メンブレン式貯槽」という。）及び液化石油ガス岩盤貯槽とする。</p> <p>(気密試験等を受ける必要のない高压ガス設備)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(耐圧試験等を受ける必要のない高压ガス設備)</p> <p>第四条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十七号、一般高压ガス保安規則第六条第一項第十一号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十七号の経済産業大臣が定める高压ガス設備は、二重殻構造の貯槽、非自己支持型の平底円筒形貯槽（以下「メンブレン式貯槽」という。）、「コールド・エバポレータ及び液化石油ガス岩盤貯槽」とする。</p> <p>(気密試験等を受ける必要のない高压ガス設備)</p>

第五条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十八号、一般高压ガス保安規則第六条第一項第十二号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十八号の経済産業大臣が定める高压ガス設備は、二重殻構造の貯槽及びメンブレ
ン式貯槽とする。

(保安検査の期間)

第十四条 液化石油ガス保安規則第七十七条第二項、一般高压ガス保安規則第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる製造施設（前条各号に掲げるものを除く。）とし、同項の経済産業大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

第五条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十八号、一般高压ガス保安規則第六条第一項第十二号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十八号の経済産業大臣が定める高压ガス設備は、二重殻構造の貯槽、メンブレ
ン式貯槽及びコールド・エバポレータとする。

(保安検査の期間)

第十四条 液化石油ガス保安規則第七十七条第二項、一般高压ガス保安規則第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる製造施設（前条各号に掲げるものを除く。）とし、同項の経済産業大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

<p>製造施設</p>	<p>第一種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ 「略」</p> <p>ハ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（一般高压ガス保安規則第二条第一項第十八号ハ若しくはト(ホ)又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十九号ハ若しくはト(ホ)に規定する処理設備以外の</p>	<p>期間</p>
	<p>「略」</p> <p>「略」</p>	

<p>製造施設</p>	<p>第一種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ 「略」</p> <p>ハ 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高压ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。）</p>	<p>期間</p>
	<p>「略」</p> <p>「略」</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>処理設備を有するものにあつては、当該低温貯槽から当該処理設備の手前までの範囲に限る。）</p> <p>ニール 「略」</p>	「略」
	<p>ニール 「略」</p>	「略」

（高圧ガス保安法施行令関係告示の一部改正）

第二条 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。



改正後

第二条 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボン回収装置（以下「回収装置」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とする。

一 「略」

二 回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号及び次号において同じ。）

改正前

第二条 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボン回収装置（以下「回収装置」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とする。

一 「略」

二 回収装置（着脱容器及びその附属品を除く。以下この号及び次号において同じ。）

の内面又は外面に圧力を受ける部分（以下「耐圧部分」という。）の材質が、次に掲げるものであること。

イ 「略」

ロ 液面計、水分計、流量計又はのぞき窓に用いるガラスにあつては、十分な耐衝撃性を有するサファイアガラス、硼珪酸ガラス若しくは石英ガラスであつて日本産業規格 B 8 2 1 1 (1994) に適合するもの又はこれらと同等のガラスを使用したものであること。

三〇九 「略」

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとす
る。

の内面又は外面に圧力を受ける部分（以下「耐圧部分」という。）の材質が、次に掲げるものであること。

イ 「略」

ロ 液面計、水分計、流量計又はのぞき窓に用いるガラスにあつては、十分な耐衝撃性を有するサファイアガラス、硼珪酸ガラス若しくは石英ガラスであつて日本産業規格 B 8 2 1 1 (1994) に適合するもの又はこれらと同等のガラスを使用したものであること。

三〇九 「略」

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとす
る。

一 「略」

二 次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百 A、液化フルオロカーボン四百七 C 又は液化フルオロカーボン五百七 A（前号に掲げるものを除く。）

イ ㄱ 又 「略」

ル 次に掲げる事項を、日本産業規格 Z 8 3 0 5に規定する八ポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であつて通関前のものについては、この限りでない。

一 「略」

二 次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百 A、液化フルオロカーボン四百七 C 又は液化フルオロカーボン五百七 A（前号に掲げるものを除く。）

イ ㄱ 又 「略」

ル 次に掲げる事項を、日本工業規格 Z 8 3 0 5に規定する八ポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であつて通関前のものについては、この限りでない。

「略」

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であつて、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ ト 「略」

チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に依じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル

「略」

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であつて、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ ト 「略」

チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に依じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル

（当該容器が円筒形であつて、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあっては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のも

のは日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格 Z 8 3 0 5

（当該容器が円筒形であつて、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあっては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のも

のは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5

容器の種類	
甲	表示すべき事項
乙	

に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであつて通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類	
甲	表示すべき事項
乙	

に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであつて通関前のものについては、この限りでない。

備考	一 「略」 「削る」	「略」	「略」
	二 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を示すこととする。	「略」	「略」
	三 「略」	「略」	「略」

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄

備考	一 「略」	「略」	「略」
	二 「度」の部分は、「℃」と表示することができ。	「略」	「略」
	三 「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエーテル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。 なお、名称は略称で表示することができる。	「略」	「略」

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄

に掲げるエアゾールの容器の構造及び中
欄に掲げるエアゾールの種類に応じて、
それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべ
き事項を、甲欄に掲げる事項にあつては
容器の内容積が二百立方センチメートル
以上のものは日本産業規格 Z 8 3 0 5 に
規定する十六ポイント以上（平仮名の部
分にあつては八ポイント以上）、二百立
方センチメートル未満のものは日本産業
規格 Z 8 3 0 5 に規定する十二ポイント
以上（平仮名の部分にあつては六ポイン
ト以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げ
る事項にあつては容器の内容積が二百立
方センチメートル以上のものは日本産業
規格 Z 8 3 0 5 に規定する八ポイント以
上、二百立方センチメートル未満のもの

に掲げるエアゾールの容器の構造及び中
欄に掲げるエアゾールの種類に応じて、
それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべ
き事項を、甲欄に掲げる事項にあつては
容器の内容積が二百立方センチメートル
以上のものは日本工業規格 Z 8 3 0 5 に
規定する十六ポイント以上（平仮名の部
分にあつては八ポイント以上）、二百立
方センチメートル未満のものは日本工業
規格 Z 8 3 0 5 に規定する十二ポイント
以上（平仮名の部分にあつては六ポイン
ト以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げ
る事項にあつては容器の内容積が二百立
方センチメートル以上のものは日本工業
規格 Z 8 3 0 5 に規定する八ポイント以
上、二百立方センチメートル未満のもの

は日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあつては、乙欄に掲げる事項中へ二重構造容器につき捨て方注意 V について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであ

は日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあつては、乙欄に掲げる事項中へ二重構造容器につき捨て方注意 V について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであ

って通関前のものについては、この限りでない。

使用中 火炎発生状態	噴射剤 試験による火	が噴出 炎が認められ	する構 ないものであ	造のも つて、かつ、	の 噴射剤として 可燃性ガスを 使用しないも	エアゾ ールの 種類	構造 容器の 種類	表示すべき事項
						甲	乙	
「略」	「略」							
「略」	「略」							

って通関前のものについては、この限りでない。

使用中 火炎長試験に	噴射剤 よる火炎が認	が噴出 められないも	する構 のであつて、	造のも かつ、噴射剤	の として可燃性 ガスを使用し ないもの（特	エアゾ ールの 種類	構造 容器の 種類	表示すべき事項
						甲	乙	
「略」	「略」							
「略」	「略」							

火炎発生状態	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを 사용하여いるもの</p>	<p>の（特定不活性ガスを 사용하여いるものを除く。）</p>
〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	

火炎長試験に	<p>火炎長試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを 사용하여いるもの</p>	<p>定不活性ガスを 사용하여いるものを除く。）</p>
〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	

<p>使用中 噴射剤 が噴出 しない 構造の もの</p>	
<p>火炎発生状態 試験による火 炎が認められ るもの又は噴 射剤として可 燃性ガスを使 用しているも の</p>	<p>試験による火 炎が認められ るもの又は噴 射剤として可 燃性ガスを使 用しているも の</p>
<p>「略」</p>	
<p>「略」</p>	

<p>使用中 噴射剤 が噴出 しない 構造の もの</p>	
<p>火炎長試験に よる火炎が認 められないも のであって、 かつ、噴射剤 として可燃性 ガスを使用し ないもの</p>	<p>よる火炎が認 められるもの 又は噴射剤と して可燃性ガ スを使用して いるもの</p>
<p>「略」</p>	
<p>「略」</p>	

試験による火 炎が認められ るものであつ	火炎発生状態 試験による火 炎が認められ ないものであ った、かつ、 噴射剤として 可燃性ガスを 使用している もの	の
「略」	「略」	
「略」	「略」	

火炎長試験に よる火炎が認 められるもの であつて、か	火炎長試験に よる火炎が認 められないも のであつて、 かつ、噴射剤 として可燃性 ガスを使用し ているもの	
「略」	「略」	
「略」	「略」	

	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められるものであつて、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>	<p>て、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの</p>
	<p>「略」</p>	
	<p>「略」</p>	

	<p>火炎長試験による火炎が認められるものであつて、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>	<p>つ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの</p>
	<p>「略」</p>	
	<p>「略」</p>	

備考

一 火炎発生状態試験は、日本産業規格 S3301 エアゾール等製品の試験方法によることとする。

「削る」

備考

一 火炎長試験は、エアゾール（以下「試料」という。）の温度を二十四度以上二十六度以下にし、次に規定する試験装置及び試験方法により行うこととする。

火炎長試験

イ 試験装置

食塩による火炎着色装置を付けたバーナー（都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。）及び試料（容器の噴射口の高さはバーナーの高さと同じにする。）を十五センチメートルの間隔に配置する。

ロ 試験方法

バーナーの火炎の長さが四・五

二 「略」

「削る」

三 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を示すこととする。

四 「略」

センチメートル以上五・五センチメートル以下に調節し、噴射された試料の下部がバーナーの火炎の上部三分の一を通過するように行い、火炎が認められるか否かを確認する。

二 「略」

三 「度」の部分は、「℃」と表示することができる。

四 「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエーテル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。

なお、名称は略称で表示することができる。

五 「略」

又・ル 「略」

又・ル 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に高压ガス保安法（以下「法」という。）第五条第一項若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十条第四項の届出をしている者に係る製造施設については、この告示による改正後の製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第四条又は第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受け、若しくはその

許可の申請をしている貯蔵所又は法第十七条の二第一項若しくは第十九条第四項の届出をしている貯蔵所については、この告示による改正後の製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第四条又は第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。